

熊本県建築物等木材利用促進基本方針

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材の利用の目標、建築用木材（法第 2 条第 4 項に規定する建築用木材をいう。）の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第 1 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における木材利用の促進の意義

森林は、木材の供給、水源かん養や国土の保全、さらに保健休養の場の提供など、県民の暮らしを豊かにする様々な恵みを我々にもたらしてきた。本県の森林は県土の約 6 割を占めており、戦後植栽されたスギやヒノキの人工林の多くが本格的な利用期を迎えているため、この豊富な森林資源を積極的に利用することにより、林業や木材産業の振興に資するとともに、森林が持つ様々な公益的機能を十分に発揮させることが必要である。

森林から供給される木材は、加工から廃棄に至る過程におけるエネルギー消費が少ないなど、環境への負荷が小さく、建築物等として使用している間は木材自体が炭素を固定し続けるため、地球温暖化防止対策の視点からも優れた身近な資材であり、植栽や保育を行うことにより再生産が可能な循環型の資源である。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。こうした中、平成 22 年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材である C L T（直交集成板）接着重ね材及び木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間においても先導的な取り組みとして中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

このように木材の利用は、本県がめざす低炭素、循環及び共生を基調とした持続可能な社

会「環境立県くまもと」の形成に寄与するものであり、地産地消を進めながら森林文化を継承し、発展させていくことが、県民共有の環境財としての森林を健全な状態で未来に引き継ぐことにつながる。

2 建築物等における木材の利用の促進の基本的方向

1 の建築物等における木材の利用の促進の意義及び法第 3 条に規定する基本理念を踏まえ、県、市町村、事業者、県民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

(1) 木材の利用の促進に向けた各主体の取り組み

ア 県による取り組み

(ア) 自ら整備する公共建築物における木材の利用の推進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用の促進に向け、本基本方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物等における木材の利用に取り組む。

(イ) 民間建築物における木材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組む。

(ウ) 建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには県民の理解の醸成が不可欠であることから、建築物における木材の利用の促進の意義等について県民に分かりやすく周知する。

特に木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）において重点的に、国、県、市町村、建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者及びその他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの県民への理解を醸成し、木材を利用することが県民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

イ 市町村による取り組み

(ア) 本基本方針に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえ、市町村区域内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針を定めるものとする。各市町村の基本方針の運用にあたっては、学校教育、社会福祉等関連する分野の施策との調和及び連携、広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制、森林法に沿った森林の適正な整備の推進等に配慮する。

(イ) 事業者が整備する建築物においても、木材を利用する意義への理解と協力が得られるよう働きかける。

ウ 事業者による取り組み

(ア) 建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本基本方針及び各市町村の基本方針を踏まえ、法第 6 条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県及び市町村の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

(イ) 林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する事業者のニーズを的確に把握するとともに、

これらニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

木材利用関係者は、(1)の各主体の取り組みの実施に当たり、法第 8 条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする

(3) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国、県、市町村が講ずる関連施策に協力しつつ、法第 6 条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとともに、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する事業者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

第 2 建築物等における木材の利用の促進のための基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

県は、法第 13 条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

県は、法第 14 条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

県は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取り組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

県は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取り組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取り組み内容について情報発信する。

4 公共建築物等における木材の利用の推進

(1) 体制

ア 県は、「熊本県木材利用促進本部（以下「促進本部」という。）」において、県が直接又は市町村等への補助等により実施する公共建築物（以下「県等施設」という。）における木造率及び木質化率の目標を定め、目標達成に向けた取り組みについて協議するとともに、達成状況を検証する。

イ 促進本部は、県が直接又は市町村等への補助等により実施する公共工事（以下「県等工事」という。）における木材の利用状況を検証する。

ウ 促進本部を構成する各部局は、県等施設、県等工事において、可能な限り木材の利用が図られるよう、関係者の協力を得て企画・計画の初期段階で木材利用の可能性を検討する。

公共建築物等：公共性の高い建築物及び付帯施設並びに公共工事の総体

公共工事：地方自治体が実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、漁港、その他の土木工事

(2) 木材の利用を推進すべき県等施設及び県等工事

ア 県等施設の対象

広く県民の利用に供される学校施設、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、道路や公共交通機関に係る施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎、公務員宿舍等の公共性の高い建築物及びその附帯施設とする。

イ 県等工事の対象

公共工事で設置する施設（仮設物を含む）とする。

(3) 県等施設及び県等工事における木材の利用の目標

ア 県等施設

（ア）低層（3階建て以下）の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。

（イ）建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等について木質化を促進する。特に、県民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化により整備する。

(ウ) 木造率及び内装木質化率の目標について、別表 1 に定める。

イ 県等工事

木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。

ウ その他

(ア) 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の推進を図る。

(イ) グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。

(ウ) 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

別表 1

	目標(注3)	対 象
木造率 (注1)	100%	第2の4の(2)のアに定める施設
内装木質化率 (注2)	100%	

(注1) 木造率の定義

建物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)に当たり、利用施設において構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設数に占める木造化された施設数の割合を「木造率」という。

この場合、上記の構造耐力上主要な部分の概ね5割以上に木材が使われているものを木造化された施設とする。

また、木造とその他の部材との混構造の場合は、床面積比で概ね5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。

(注2) 内装木質化率の定義

建築物の新築、改修、模様替え等(以下、新築等という)に伴い壁、床等の室内に面する部分に木材を利用することを「内装木質化」といい、新築等が行われた施設数に占める内装木質化が行われた施設数の割合を「内装木質化率」という。

この場合、壁、床等のいずれかの施工面において全て木材が使用されている(内装制限を受ける壁の施工においては床面より1.2m以下とする)若しくは、部屋全体に占める目視可能な木質割合(以下、木視率という)が概ね3割を超えていることを内装木質化が行われた施設とする。

また、部屋が複数ある場合は部屋ごとに上記定義に照らし個々に内装木質化を判定し、部屋総数の5割を超える場合(個々の判断が困難な場合は施設全体に占める木視率が概ね3割を超えている場合)を内装木質化が行われた施設とする。

(注3) 目標の考え方

県が明確で高い目標を率先して定めることで、市町村や民間の建築物の木造化を促進する。

第3 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給等に携わる者の役割

- (1) J A S 製品など品質・性能の確かな木材又は合法性が証明された木材の低コスト化及び木材の円滑な供給体制の整備に努める。また、木材の利用の促進に資する建築工法等に関する情報の提供や技術の研鑽に努める。
- (2) 建築物の整備の用に供する木材（大断面、長大材等の特殊材を含む。）の円滑な供給を図るため、発注者や設計者等との情報の共有化に努める。

2 県の役割

- (1) 法第 17 条に規定する木材製造高度化計画の認定制度については、国が法第 10 条の規定に基づき定める基本方針のほか関連通達等に基づき、市町村と連携を図りながら適確な運用に努める。
- (2) 県等施設及び県等工事において、原則として J A S 製品又は合法木材を使用することで民間への波及を図り、事業者の供給体制の整備を促す。
- (3) 建築物を整備しようとする市町村及び事業者に対し、木材の利用に関する専門的な知見を提供する。
- (4) 木材製造業者が行う新たな商品の開発及び品質・性能の確かな木材の製造施設整備を支援する。
- (5) 広域的視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給を図るため、木材関係団体に対し指導及び助言を行う。
- (6) 木材の確保に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき無秩序な伐採の防止に努めるとともに、再生林など適確な更新の確保を図る。

第4 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 木造計画・設計基準等の活用

建築物の整備に当たっては、木造施設の設計（基本計画、基本設計及び実施設計）に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目的として国が定める木造計画・設計基準（国土交通省）（以下「木造基準」という。）や、くまもと県産木材による木造建築物普及の手引き（熊本県）の活用を図る。

2 木材の地産地消の促進

県内で生産又は製造された県産資材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努める。

3 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

- (1) 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストを考慮する。
- (2) 建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストを考慮する。
- (3) 近年技術開発が急速に進んでいる新たな木質部材（木質耐火部材、接着重ね材、

C L T（直交集成板）等）の活用に努める。

- （４）建築基準法の改正（平成 26 年法律第 54 号）により、3 階建ての木造の学校や、延べ面積 3,000 ㎡を超える木造建築物について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことを考慮する。
- （５）減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた木造建築物の耐用年数は非木造建築物に比較し短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、長期にわたり利用が可能であることを考慮する。
- （６）木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃焼灰の有効活用に努める。

4 建築物等における木材の利用の促進

県は、県民が木材利用の意義や必要性を認識し、それぞれの立場で木材利用を進め、日常生活のいたる所で木に触れることができる「木のある暮らし」の創造を目指し、県産材需要拡大県民運動推進会議を設置するとともに、「県産材需要拡大県民運動」に取り組む。

また、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う。

附 則

この方針は、平成 23 年 2 月 20 日から施行する。

この方針は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

この方針は、平成 29 年 11 月 6 日から施行する。

この方針は、平成 30 年 11 月 5 日から施行する。

この方針は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。